

豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金

高齢ドライバーの交通事故防止の緊急対策として実施しております「豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金」について、**令和7年度も補助制度内容を一部改正して継続します。**

改正内容は、令和7年4月1日から適用となります。

以下に改正内容や注意点等の説明を記載しますので、お間違えのないよう御注意ください。

補助制度の改正内容（令和7年4月1日からの変更点を記載しています）

1 補助対象者の年齢の変更

【変更前】

令和6年度末時点で65歳以上 ⇒

【変更後】

令和7年度末時点で65歳以上

※令和7年4月1日以降に装置を設置していること

補助制度実施期間

改正後の実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

補助対象者

次の要件をすべて満たす個人

- 1 市内に住所を有している（住民登録している）令和8年3月31日時点で65歳以上の人
- 2 非営利かつ自ら使用する自動車に、令和7年4月1日以降に安全装置を設置した人
- 3 有効期限内の自動車の運転免許証を保有している人
- 4 豊田市税を滞納していない人
- 5 申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない人
- 6 暴力団員ではない人、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない人

補助対象の自動車

次の要件をすべて満たす自動車

- 1 普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、個人の用途に供するもの
- 2 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているもの
- 3 車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されているもの

補助対象の安全運転支援装置

既販車に対して後付けで設置する**国土交通省の性能認定を受けた**ペダル踏み間違い急発進等抑制装置で、その製造販売元業者等が販売及び設置を認めている取扱事業者等において、購入及び設置したもの（装置名等はホームページ等で御確認ください。）

※これまでに国土交通省の性能認定を受けていた装置でも、認定期限切れとなっている場合があります。
申請時点で性能認定を受けている装置かどうか、必ず御確認をお願いいたします。

※今後、新たに国土交通省の性能認定を受けた安全運転支援装置は、公表日以降に設置した場合のみ対象となります。性能認定が取り消された場合は、補助対象外となります。

補助金額

- ・申請者が支払った安全運転支援装置設置費用（修理、改良、改造等に係る費用は除く）の9割（1,000円未満切り捨て）
- ・上限 60,000 円
- ・1人1台（回）限り（令和元～6年度も含めて過去に補助金を受けた人は不可）
- ・令和7年度補助金予算額に達した場合は終了

申請書類

- 1 補助金交付申請書兼実績報告書（誓約書兼同意書を含む） **押印不要**
- 2 有効期限内の車検証（使用者欄が申請者本人）の写し
※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写し
- 3 有効期限内の自動車運転免許証の写し
- 4 購入設置費の支払い手続きが完了したことを証する書類（レシート、領収書等の写し）
- 5 安全運転支援装置販売・設置証明書（指定様式／取付事業者が記入したもの） **押印不要**
- 6 請求書（指定様式） **押印不要**
- 7 口座情報が分かる書類（通帳又はキャッシュカードの写し）

★ 特 に 重 要 ★

※添付書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です。特に上記4・5の書類について、注文者等の宛名の氏名が申請者本人になっているものがが必要です。

※上記4の書類は、レシート・領収書等のコピーで結構です。宛名は申請者本人の氏名のものがが必要です。また、購入設置費が確認できるものとしてください。

※上記4の書類は、補助金額を算出するために、安全運転支援装置の設置に係る費用がしっかり確認できることが重要です。安全運転支援装置の設置と同時に修理や点検等を行った場合は、必ずそれらの費用とは区別して記載してください。合算した記載の仕方ですと安全運転支援装置の設置に係る費用の確認ができません。書類作成の際は、十分に御注意ください。

※上記5の書類について、お手数をお掛けして申し訳ありませんが、取扱事業者様の方で「安全運転支援装置販売・設置証明書（指定様式）」の作成について、御協力を何卒よろしくお願いします。

申請期限及び受付開始日

- ・申請は、安全運転支援装置の設置日から3か月以内（補助制度終了日（令和8年3月31日）の方が早い場合はその日まで）に申請してください。申請期限が土日祝日等の閉庁日の場合は、その直前の平日の開庁日が期限となりますので、御注意ください。

・申請期限の例

設置日	申請期限	備考
令和7年4月11日（金）	令和7年7月10日（木）まで	通常時の期限
令和7年5月18日（日）	令和7年8月15日（金）まで	期限が土日祝日等
令和8年3月6日（金）	令和8年3月31日（火）まで	補助制度終了時の期限

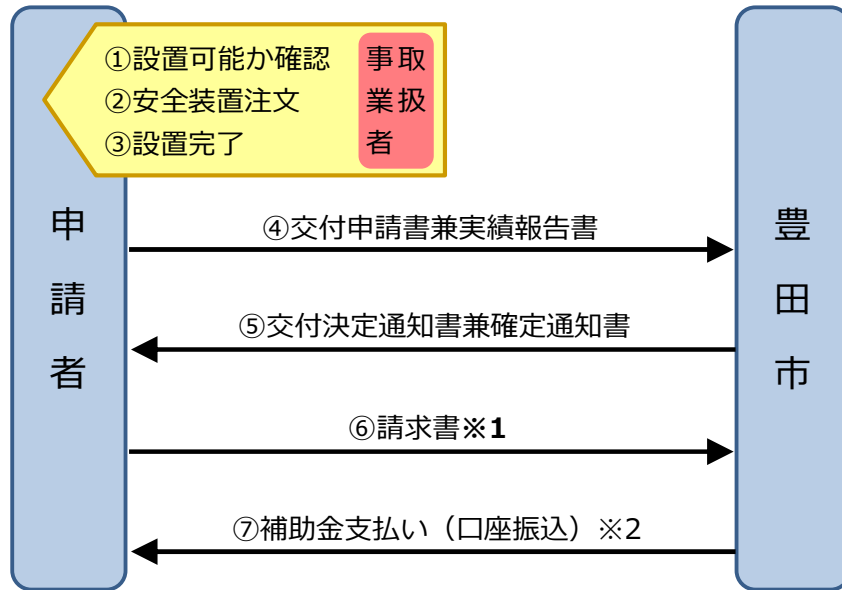
申請受付場所及び受付時間

- ・申請の受付場所は、交通安全防犯課（市役所南庁舎4階）の窓口のみです。各支所や郵送での申請はできません。
- ・申請の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。市役所閉庁日や時間外の申請はできません。
- ・申請については、申請者本人の個人申請です。しかし、補助対象者が高齢者ということもありますので、取扱事業者様の方で申請を代行していただいても構いません。ただし、申請者はあくまでも個人であり、補助金は申請者に支払われます。
- ・申請様式は、交通安全防犯課の窓口で配布していますが、市ホームページからも印刷できます。御対応いただける範囲で結構ですので、申請者に印刷してお渡しいただけると幸いです。なお、その際は、新しい様式をお渡しくださいますようお願いいたします。

その他

- ・予算の範囲内で補助金を交付するため、予算がなくなった場合は申請受付ができなくなります。補助申請は、安全運転支援装置設置後の提出となるため、特に安全運転支援装置の注文から設置まで時間が掛かるような場合は、補助制度の説明には御注意ください。必ず補助金がもらえるとは限りません。
- ・補助申請をするためには、いくつかの条件があります。条件に該当しない場合は、補助金を受けられませんので、補助制度の説明には御注意ください。
- ・安全運転支援装置は、すべての車両に設置できるものではないため、自動車に設置できるかどうかを必ず事前に取扱事業者にて御確認いただくように、市民へ説明しています。御相談がありましたら安全運転支援装置設置の可否、設置費用、性能、注意事項等について、しっかりと御説明をお願いします。
- ・安全運転支援装置の性能について、自動ブレーキが作動する、通常走行中でも作動する、すべての自動車に設置できる等、勘違いされている方がおられます。安全運転支援装置の設置後にトラブルにならないように、設置する前の事前相談に来店された際には、十分な御説明をお願いします。
- ・安全運転支援装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、ドライバーが交通ルールを守り、安全運転することが基本です。安全運転支援装置の性能、作動条件（走行速度等）、注意事項等を十分に申請者に御説明いただき、申請者が過信せずに安全運転できるように御協力くださいますようお願いいたします。
- ・本資料や市ホームページを御利用いただき、会社内、関連店舗、関連企業等、幅広く情報を展開していただけると幸いです。
- ・今後、市が本補助制度に関する調査等を実施する場合には、御協力をお願いします。

申請手続きの流れ



※1 請求書は、申請書の提出時に併せて御提出いただくことができます。一緒に御提出いただければ手続きが一度で済みますのでとても便利です。

※2 補助金の受取方法は、申請者名義の口座振込に限ります。現金等での受取りはできません。